

日本政府年次報告 「ILO 第 19 号条約（労働者災害補償についての内外人労働者の均等待遇に関する条約）」（1925 年）の適用に関する  
日本労働組合総連合会からの意見

2012 年 8 月 17 日  
日本労働組合総連合会

外国人労働者は、就労資格の有無にかかわらず、たとえ不法就労の外国人であっても、日本人と等しく基本的人権が尊重され、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働関係諸法が適用されるべきである。

2010 年 7 月より出入国管理及び難民認定法（入管法）が改正・施行され、外国人技能実習生に対し、入国 1 年目から労働関係法令が適用されることとなった。改正法の周知徹底と監督指導を実施し、外国人技能実習制度の実態把握に努めるとともに、必要に応じ制度のあり方について更に検討する必要がある。

以上

日本政府年次報告「ILO 第 27 号条約（船舶により運送される重包装貨物の重量標示に関する条約）」（1932 年）の適用に関する  
日本労働組合総連合会からの意見

2012 年 8 月 17 日  
日本労働組合総連合会

世界の海上輸送の主流が、個別運送からコンテナ運送に転換して 46 年が経過した。以降、海上コンテナの陸上運送上の事故が多く散見された。これが輸送形態の変化に伴う関連法規の改正の必要性を、国内・国外の関係機関に要請する理由である。

1931 年に ILO 第 27 号条約が批准され、また「ILO 第 28 号条約（災害保護（仲仕）条約）」が採択され、港湾労働者の保護に関する最初の条約の一つとして、災害防止の一助を成したことは評価に値する。当時は、陸上輸送に関しても 1 トンを超える貨物について重量の外部標記義務が存在していたが、大手企業のプラント類等は厳格に法令順守が確立していた。しかし、中小零細企業から出荷される貨物については、法令の理解不足から重量記載はかなり限定的であった。

この貨物が海上輸送されるにあたって、運賃算定基礎を目的としていたが、海運同盟による全貨検量制度が存在し、すべての貨物重量が第三者機関の施検による証明書が義務付けられていた。このことにより港湾労働への安全が担保される状況が形成されていた。しかし、海運同盟の弱体化ないし崩壊による全貨検量制度の義務化は後退し、荷主による申告が基本とされた。荷主申告重量が正当なものであれば事故につながることは稀であるが、申告なし、または誤った重量が記載されていれば過積載輸送となり、事故の要因を惹起することになる。

上記のとおり、海上コンテナ輸送上の事故が散見されることとなり、市民を巻き込んだ死亡事故が頻繁に発生したことが、国に安全輸送についての法制化を求める理由である。法案は今国会にも上程されているが審議にまでは至っていない。早急な法整備と下記の施策が不可欠である。

- 個別重量表示（ILO 第 27 号条約）にもとづき、コンテナにも貨物重量記載を義務付けること。

- 海上コンテナ貨物の安全輸送を確保するため、条約など国際基準の強化と拘束性ある国内法整備を早期に実現すること。
- 安全を担保するための周知徹底・情報体制の確立を、物流の原点にする考え方を確立すること。

以 上

日本政府年次報告「ILO 第 29 号条約（強制労働に関する条約）」（1930 年）の  
適用に関する日本労働組合総連合会からの意見  
（人身取引対策関係）

2012 年 8 月 17 日  
日本労働組合総連合会

4. 人身取引を防止するための諸対策  
(3) 偽装結婚対策について

統計などのデータはないが、「在留資格：興行」の発給が厳格化されたことに伴い、就労可能な滞在許可を得る為の偽装結婚が増加傾向にあると言われている。実際に、外国人労働者の一部に、偽装結婚の手続きのために、ブローカーに多額の借金を負わされ、強制労働を強いられるケースもある。

入国管理局は、積極的に偽装結婚の摘発に努めているが、現実にはブローカーによる巧みな偽装工作により、偽装結婚の真偽の確認が困難で、事案によっては相当程度の調査期間を要しており、偽装滞在・偽装結婚などによる外国人の強制労働被害者の保護が十分であるとは言い難い。

法務省によると、フィリピン人の興行ビザによる入国者は 2004 年に約 8 万 2 千人だったが、2011 年には約 1400 人に減少。一方、警察庁によると、偽装結婚の摘発人数は昨年 1 年間で前年比約 18% 増の 554 人と増加傾向にある（2012 年 4 月 16 日付け神戸新聞より）。また婦人相談書における被害者の保護人数は、2005 年の 112 人に対し 2006 年以降 2011 年までは概ね 30 数人で推移している等の数値から推測すると、入国者が激減したのに対し、実態はむしろ悪質化していると考えられる。

よって、日本政府は、偽装結婚を利用した強制労働のブローカーの摘発およびブローカーへの罰則をさらに強化するとともに、偽装入国・偽装結婚対策の予算・人員をさらに充実させ、被害者の保護を強化すべきである。

一方で、送出国側にも日本のブローカーと連携している悪質なブローカーが存在しており、偽装結婚などを利用した強制労働対策の実効性を高めるためには、国際的な連携による取り締まりを強化するとともに、送出国におけるディーセント・ワークの確立や産業育成・貧困撲滅対策が不可欠であり、日本政府の今後の積極的な取り組みに期待する。

6. 人身取引被害者の保護

(2) 婦人相談所等における被害者保護と支援について

連合は、人身取引の防止に向けては、未然防止策を強化するとともに、2008年の「国連自由権規約委員会」勧告を踏まえ、人権に配慮した被害者の保護と帰国、再定住までのきめこまかな支援体制が必要と考えている。あわせて、被害者支援の強化に向け、民間シェルター等への積極的な財政的支援が必要であると考えている。

また、日本の女性や少女が借金（親の借金）や家出などによって、人身売買の被害者となり、売春を強要されている事例もあるため、実態把握が必要である。

以 上

日本政府年次報告「ILO 第 102 号条約(社会保障の最低基準に関する条約)」(1955 年) の適用に関する日本労働組合総連合会からの意見

2012 年 8 月 17 日  
日本労働組合総連合会

#### 第 15 条、第 27 条関係

政府の報告では、傷病給付の被用者総数に対する保護対象被用者数の比率は 68.6%、老齢給付の被用者総数に対する保護対象被用者数の比率は 59.8%となっている。

日本ではパートタイム労働者などの非正規労働者が増加する一途で、全労働者の 1/3 を超えている。このような中、傷病給付と老齢給付を保障している社会保険制度の加入要件は、依然として通常の労働者の「3/4 以上の労働時間」で働いている者が加入対象とされている。また、法定 16 業種以外の旅館、料理店、飲食店、映画館、理容業などは 5 人以上または法人でなければ強制加入対象外とされている。

公務職場においては、国・地方自治体双方において財政上の理由から正職員の定員削減と臨時職員への置き換えが推し進められている。公務員に対する両給付を保障する共済制度においては、「1 ヶ月に 18 日以上勤務する月が 12 月を超える者」が加入対象とされている。

そのため、社会保険、共済制度に加入できない雇用労働者が拡大傾向にある。連合は、すべての雇用労働者に社会保険を適用するよう、従来から政府に強く求めている。

#### 第 29 条関係

老齢給付の受給資格において、25 年以上の保険料納付要件を満たせないために、今後保険料を納付しても年金給付を受けられない者が 118 万人(2007 年 4 月 1 日現在)いることが、政府により明らかにされた。連合は、長すぎる受給資格期間の是正は急務であり、諸外国とりわけ社会保障協定を締結している国々との均衡を考慮し、10 年程度に短縮すべきと考えている。

#### 第 44 条関係

家族給付においては、近年給付内容がめまぐるしく変化している。2010 年 3 月までは、3 歳未満は月 1 万円、3 歳以上小学校卒業までは原則 0.5 万円(第 3 子以降は月 1 万円)で、所得制限世帯には支給無しとされていた。2010 年 4 月

から 2011 年 9 月は、中学校卒業まで一律月 1.3 万円となった（所得制限廃止）。2011 年 10 月～2012 年 3 月は、3 歳未満は月 1.5 万円、3 歳以上小学校卒業までは原則 1 万円（第 3 子以降は月 1.5 万円）、中学生は月 1 万円とされた（所得制限なし）。

日本は子どもの貧困率が 14.9%と先進国中悪い方から 9 番目となっている（UNICEF Innocenti Research Centre ”Report Card 10-Measuring child poverty”,2012）。連合は、ワークライフバランス環境の確保のため保育所、学童保育などの現物給付の整備を急ぐとともに、子どもの貧困を改善するための家族給付の安定的な提供に向けて、家族・子ども向け公的支出を増額するための財源の確保が必要と考えている。

#### 第 71 条関係

第 3 部（傷病給付）関係の使用者拠出率、被用者拠出率及び国庫負担金については、2008 年 10 月に政府管掌健康保険に代わって民間法人として設立された全国健康保険協会についての状況である。同協会は約 3,500 万人の加入者を擁する最大の被用者保険であるが、被用者のうち約 3,000 万人は事業所単位または地域あるいは業種による共同設立の健康保険組合（1435 組合）によってカバーされている。健康保険組合において拠出率はさまざまであり、また、国庫補助は財政状況の厳しい保険者に対してのみ行われている。

なお、急速な高齢化により被用者保険から高齢者向け医療保障制度への支援金の金額が年々増加しており、被用者保険の保険料率は急激に増加している。連合は、退職者の医療保障を被用者保険の共同事業として行う「退職者健康保険制度」の創設による高齢者医療制度改革の実現を求めている。

以上

日本政府年次報告「ILO 第 121 号条約（業務災害の場合における給付に関する条約）」（1964 年）の適用に関する日本労働組合総連合会からの意見

2012 年 8 月 17 日  
日本労働組合総連合会

**【第 26 条 2 労働災害】**

労働災害による死傷者数は 2 年連続で増加しているが、「2020 年度までに労災発生件数を 3 割削減」との目標を新成長戦略で掲げた直後の、33 年ぶりとなる 2 年連続での増加であり、緊急事態と言っても過言ではない。

職場における労働者の労働安全衛生の確保に向け、切迫感をもって取り組むべきである。

**【第 27 条 業務災害給付に関する外国人労働者との均等待遇】**

2010 年 7 月より出入国管理及び難民認定法（入管法）が改正・施行され、外国人技能実習生に対し、入国 1 年目から労働関係法令が適用されることとなった。改正法の周知徹底と監督指導を実施し外国人技能実習制度の実態把握に努めるとともに、必要に応じ制度のあり方について更に検討する必要がある。

以 上

2012年日本政府年次報告  
「開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約（第131号）」  
（2011年6月1日～2012年5月31日）に対する  
日本労働組合総連合会の意見

2012年8月24日  
日本労働組合総連合会

I

日本政府報告に対する特段の意見はない。

II

[第1条]

パラ3: 最低賃金法第35条により、船員法適用の船員には地域別最低賃金が適用されない。代わりに、国土交通大臣または地方運輸局長（運輸管理部長を含む）は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、「船員に適用される特定最低賃金」を決定することができる。

現時点では、漁船員に適用される「特定最低賃金」は、漁業（遠洋まぐろ）、漁業（大型いか釣り）、大中型まき網漁業、沖合底曳き網漁業の4業種においてのみ設定されている。

2011年度における日本の船員法適用漁船員数は21,749人であり、最低賃金が設定されている4業種に従事している漁船員は11,750人である。漁船員のうち9,999人（約46%）が最低賃金の保護を受けていない現状にある。

131号条約批准以来40年、漁業最低賃金が設定されてから30年以上4業種以外の漁船員の最低賃金が設定されておらず、適用範囲が拡大されていない。

この点について、連合はその加盟組織である海員組合とともに、政府は相当数の漁船員に最低賃金が適用されていない事実を適正に報告していないと指摘せざるを得ない。

[第2条]

日本政府報告に対する特段の意見はない。

[第3条]

2011年度日本政府報告にあるとおり、2007年の最低賃金法改正により、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とされた。従来は生計費および賃金について参照すべきグループが「類似の労働者」から「地域における労働者」に変更されたものである。

にもかかわらず、地域別最低賃金を決定する最低賃金審議会に提出され「重要な参考資料」されている「賃金改定状況調査」は依然として常用労働者が30人未満の企業を対象としている。この規模の事業所の労働組合組織率は1.1%程度であり、賃金を含む労働条件を労使が自主的かつ対等の立場で決定されているとは言い難い。またその規模ゆえに、生産性向上のための投資が困難な企業が大多

数である。これをして「地域における労働者の生計費及び賃金・・・を考慮して」  
いるとするのは適切ではない。

[第4条]

日本政府報告に対する特段の意見はない。

III

[第5条]

日本政府報告は監督機関の概要および臨検監督の統計について正確に記述している。連合は、労働基準監督官が3,135名（2011年3月31日時点）から3,977名（2012年3月31日時点）と約26%増加したことを歓迎し、日本政府に対し今後とも増員に努めて十分な人数の労働基準監督官を配置するよう求める。

IV

日本政府報告に対する特段の意見はない。

V

連合としての意見は次のとおりである：

- 2007年の最低賃金法改正により、地域別最低賃金は「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ことを義務づけられた。以来5年が経過したが、報告作成時点においてなお協議機関が定めた比較方法によって11都道府県が生活保護水準を下回っていることは遺憾である。
- 連合はまた、2008年に三者により定められた上述の比較方法は不十分であると考えているが、当面はこれを尊重する。今後比較方法の必要な改善について、公労使で協議していくべきであると考えている。
- 法の完全履行に向けて政府が努力していることは多とするが、条約が完全に実施されているとは言い難いのが現状である。

VI

日本政府が連合に対し事前に報告案を送付されたことに感謝し、連合の意見を日本政府報告に併せて記載するよう要請する。

以上

日本政府年次報告「ILO 第 138 号条約（就業の最低年齢に関する条約）」（1978 年）  
の適用に関する日本労働組合総連合会からの意見

2012 年 8 月 17 日  
日本労働組合総連合会

日本政府年次報告に対して特段のコメントはない。

以上

日本政府年次報告「ILO 第 144 号条約（国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約）」（1976 年）の適用に関する日本労働組合総連合会の意見

2012 年 8 月 24 日  
日本労働組合総連合会

## II. 第 5 条第 1 項(c) について

ILO 懇談会は、2003 年以降、これまで 18 回の会合が開催された。しかしこの懇談会を通じて、中核的労働基準である第 105 号条約および第 111 号条約など未批准条約の批准に向け、目立った進捗が見られたとは言い難い。

連合は、未批准条約の批准促進に向けて、改正すべき国内法と慣行を公式に明らかにすること、あるいは ILO 懇談会の議論を公開すること、あるいは懇談会の開催頻度を増やすこと等により、ILO 懇談会を強化するよう政府に求める。

以 上

日本政府報告「ILO 第 181 号条約（民間職業事業所に関する条約）」（1997 年）の  
適用に関する日本労働組合総連合会からの意見

2012 年 8 月 17 日  
日本労働組合総連合会

**「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第27号。以下「労働者派遣法改正法」という。）」について**

今回の労働者派遣法改正法の成立により、労働者派遣法の創設以来の規制緩和の流れを転換させ、労働者保護に向けて少しでも前進させた事は評価している。しかしながら、三者構成の場である労働政策審議会で議論を尽くし取り纏められた建議に基づき策定された法案が、修正されたことは遺憾である。

特に、「登録型派遣の原則禁止」を削除し、労働政策審議会で在り方を再度検討することとしたことは、雇用が不安定であり、実態として労働条件の確保に関する保護がはかられにくいという登録型派遣労働者の課題が、そのまま残されたことになり、問題である。

他にも、検討事項となった製造業派遣の在り方や特定労働者派遣事業の在り方、専門 26 業務の見直しなどの課題が残されており、労働者の保護に一層資する労働者派遣法にするためにも、速やかに検討を開始すべきである。

なお、政府報告には記載がないが、改正労働契約法（2012 年 8 月 3 日成立）において措置された内容（①有期労働契約が通算 5 年を超えて反復更新された場合に、労働者の申込みにより無期労働契約転換させる仕組みの導入、②「雇止め法理」の制定法化、③期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）は、登録型派遣労働者に対しても適用され、労働者保護がはかられることについて、補足しておく。

以上

日本政府年次報告 「ILO 第 182 号条約（最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約）」（1999 年）の適用に関する  
日本労働組合総連合会からの意見

2012 年 8 月 17 日  
日本労働組合総連合会

日本政府年次報告に対して特段のコメントはない。

以上